

酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の後退用地等の寄附に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、狭あい道路の整備を促進し、もって交通の改善及び円滑化を図り、町民の安全かつ良好な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により町長が認定した道路又は町がその底地を所有している認定外道路（道路法の適用を受けない道路をいう。）で幅員4メートル未満のものをいう。
- (2) 道路後退線
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路にあっては、同項の規定により、道路の境界線とみなされる線をいう
 - イ ア以外の幅員4メートル未満の道路（私道を除く。）にあっては、法第42条第2項の規定を準用して道路の境界線とみなされる線をいう
- (3) 後退用地 現況の狭あい道路の境界線と道路後退線の間にある土地をいう。
- (4) すみ切り用地 狭あい道路の道路後退線が他の道路の境界線（当該他の道路が狭あい道路である場合は、道路後退線）と交わる箇所の角地の隅角を挟む2辺を含む土地で、次に掲げるものをいう。
 - ア 角地の隅角が60度以上120度以内の場合にあっては、当該隅角を挟む2辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が3メートルとなる線と当該2辺とによって囲まれる三角形の範囲の土地
 - イ 角地の隅角が60度未満の場合にあっては、町長が一般交通の見通しを確保するために必要と認める範囲の土地
- (5) 整備 町が狭あい道路に係る後退用地又はすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）についてその所有者から寄附を受け、当該用地について道路の一部として利用が可能な状態にすることをいう。

(整備の対象となる狭あい道路)

第3条 この要綱の規定により整備の対象となる狭あい道路は、原則として酒々井町内に存するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、狭あい道路が次の各号のいずれかに該当する場合は、整備の対象としない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る開発行為（自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発

行為を除く。)の区域内に存する場合及び区域に接する場合

(2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業の施行区域内に接する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、町長が不相当と認める場合
(奨励金)

第4条 町長は、すみ切り用地を町に寄附した者に対して、予算の範囲内において、奨励金として別表に掲げる算定基準により算出した額を交付するものとする。

(寄附申出)

第5条 後退用地等を町に寄附しようとするときは、酒々井町狭あい道路寄附申出書(別記第1号様式)により町長に後退用地等の寄附を申し出るものとする。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出に係る後退用地等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申出を受けるものとする。ただし、町長が適当であると認める場合は、条件を付して申出を受けることができる。

(1) 地形上狭あい道路の整備を行うことが著しく困難である場合

(2) 抵当権等の所有権を制限する権利が設定されている場合

(3) 後退用地等に工作物又は立木等の物件が存する場合

3 町長は、前項の規定により申出を受けるときはその旨を、受けないときはその旨及び理由を酒々井町狭あい道路寄附申出結果通知書(別記第2号様式)により寄附申出者に通知するものとする。

(申出対象者等)

第6条 町長に後退用地等の寄附の申出をすることができる者は、狭あい道路に接する敷地において建築行為を行う者又は所有者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、前条1項の規定による申出をすることができない。

(1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構その他これらに類する者が行う建築行為の場合

(2) 建築基準法第3章の規定に抵触している場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が申出をすることが適当でないとする場合
(後退用地等の測量)

第7条 町長は、第5条第3項の規定により申出を受ける旨を通知したときは、後退用地等を特定するために必要な測量を行い、寄附申出者は、後退用地等の境界の確定を行うものとする。

(通知の取消し等)

第8条 町長は、第5条第2項に規定する条件を満たさないことが発覚したときは、同条第3項の規定による通知を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨及び理由を酒々井町狭あい道路寄附申出結果取消通知書(別記第3号様式)により、寄附申出者に通知するものとする。

(現況確認)

第9条 寄附申出者のうち、すみ切り用地を町に寄附し、第4条の規定による奨励金の交

付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、酒々井町狭あい道路現況確認申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書が提出されたときは、町長及び交付対象者は、双方の立会いのもと、すみ切り用地の位置及び面積等を確認の上、酒々井町狭あい道路現況確認書（別記第5号様式）を2部作成し、互いに取り交わすものとする。

（寄附契約）

第10条 町長及び寄附申出者は、後退用地等土地の境界が確定しているとき又は第7条の規定により当該境界が確定したとき（交付対象者にあつては、前条第2項の規定により現況確認書を取り交わしたとき。）は、酒々井町狭あい道路に係る寄附契約を締結するものとする。

（交付申請）

第11条 交付対象者は、第9条第2項の規定により現況確認書を取り交わした後に、酒々井町狭あい道路奨励金交付申請書（別記第6号様式）により町長に申請するものとする。

（交付決定）

第12条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上奨励金の交付の可決を決定し、酒々井町狭あい道路奨励金交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

（登記）

第13条 第10条の規定により寄附契約を締結した寄附申出者は、登記承諾書、印鑑証明書その他の登記に必要と認める書類を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の書類が提出された場合は、後退用地等について分筆及び所有権移転登記を行うものとする。

- 3 町長は、前項の登記が完了した場合は、寄附申出者に対し酒々井町狭あい道路寄附受納通知書（別記第8号様式）によりその旨を通知するものとする。

（後退用地等の工事等）

第14条 町長は、前条の規定により所有権移転が完了した場合は、後退用地等の整備工事を行うものとする。

（交付の確定）

第15条 町長は、第12条の規定により交付決定を行った奨励金について、第13条第3項の規定により後退用地等の所有権移転登記を完了したときは、奨励金の額を確定し、酒々井町狭あい道路奨励金交付額確定通知書（別記第9号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた交付対象者が奨励金の交付を受けようとする場合は、酒々井町狭あい道路奨励金交付請求書（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 町長は、第12条の規定により奨励金の交付を受けた交付対象者が虚偽又は不正の手段により当該交付決定を受けたと認める場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町狭あい道路奨励金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第18条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて酒々井町狭あい道路奨励金返還命令書（別記第12号様式）により、当該奨励金の交付を受けた交付対象者に対し奨励金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条第1項）

算定基準

区分	奨励金の算定基準
すみ切り用地の寄附に対する奨励金	すみ切り用地にかかる土地の固定資産税評価額を当該土地の総地積で除して得た額に、すみ切り用地の面積を乗じて得た額

備考 算定基準により算出した奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

別 記

第 1 号様式(第 5 条関係)

酒々井町狭あい道路寄附申出書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

住 所
申出者 氏 名 印
電 話

後退用地等の寄附をしたいので、下記のとおり酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により申し出ます。

記

1 後退用地等の寄附について

後退用地等を含む土地の概要	所在及び地番	
	地 目	
	地 籍	
代理人	住 所	電話番号 ()
	氏 名	

2 添付書類

酒々井町狭あい道路寄附申出結果通知書

様

酒々井町長

印

年 月 日付けで申出のありました後退用地等の寄附については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 申出を受けます <input type="checkbox"/> 申出を受けません
申出を受けない理由		
寄附 申出者	住 所	電話番号 ()
	氏 名	
後退用 地等 を含む土 地の概 要	所在及び 地番	
	地 目	
	地 籍	
代理人	住 所	電話番号 ()
	氏 名	
備 考		

酒々井町狭あい道路寄附申出結果取消通知書

様

酒々井町長

印

年 月 日付け 第 号で通知した後退用地等の寄附申出を受ける旨の結果については、下記の理由により取り消します。

記

1 取消しの理由

（教示）この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、町長に対し、審査請求をすることができます。

また、決定の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算し 6 箇月以内に、町（訴訟において町を代表するものは町長となります。）を被告として提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

第 4 号様式(第 9 条関係)

酒々井町狭あい道路現況確認申請書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

	住	所	
申請者	氏	名	印
	電	話	

記

下記のとおりすみ切り用地の位置及び面積の確認を申請します。

1 すみ切り用地について

(1) 土地の所在 酒々井町

(2) 面 積 m^2

2 添付書類

案内図及び配置図

第 5 号様式(第 9 条関係)

酒々井町狭あい道路現況確認書

年 月 日

甲(交付対象者)住 所

氏 名 印

乙 住 所 酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町長

下記のとおりすみ切り用地の位置及び面積の確認をしました。

記

1 すみ切り用地について

(1) 土地の所在 酒々井町

(2) 面 積 m^2

第 6 号様式(第 1 1 条関係)

酒々井町狭あい道路奨励金交付申請書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

酒々井町狭あい道路奨励金の交付を受けたいので、酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

後退用地等の地名地番 酒々井町

奨励金交付申請額 $\frac{\text{固定資産評価額}}{\text{総地積}} \frac{\text{円}}{\text{m}^2} \times \text{すみ切り用地面積} \text{ m}^2$
= _____ 円

第 7 号様式(第 1 2 条関係)

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町狭あい道路奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった酒々井町狭あい道路奨励金の交付を下記のとおり決定したので、酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

後退用地等の地名地番 酒々井町

奨励金交付決定額 円

第 8 号様式(第 1 3 条関係)

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町狭あい道路寄附受納通知書

年 月 日付けで寄附の申出をいただきました下記の土地につきまして、
本町道路敷地として受納しましたので通知いたします。

記

寄附物件

地名地番 酒々井町

地目

地積 m²

第 9 号様式(第 1 5 条関係)

酒々井町達第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町狭あい道路奨励金交付額確定通知書

年 月 日付け酒々井町指令第 号で交付決定の通知をした酒々井町狭あい道路奨励金の交付について、下記のとおり確定したので、酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

後退用地等の地名地番 酒々井町

奨励金交付確定額 円

第10号様式(第16条関係)

酒々井町狭あい道路奨励金交付請求書

年 月 日

(あて先)酒々井町長

申請者 住所
氏名 印
電話

年 月 日付け酒々井町達第 号一 をもって額の確定された酒々井町狭あい道路奨励金について、酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

後退用地等の地名地番 酒々井町

1 奨励金交付請求額 円

2 奨励金振込口座

金融機関名		支店・支所
預金の種類	1 普通預金 2 当座預金 3 その他()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第 1 1 号様式(第 1 7 条関係)

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町狭あい道路奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け酒々井町指令第 号で通知した酒々井町狭あい道路奨励金の交付決定の全部(一部)を下記のとおり取り消したので、酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

後退用地等の地名地番	
奨励金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消し後の交付決定額	円
取 消 し の 理 由	

第 1 2 号様式(第 1 8 条関係)

酒々井町指令第 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町狭あい道路奨励金返還命令書

酒々井町狭あい道路の整備に係る後退用地等の確保に関する要綱第 1 8 条の規定により、
下記のとおり酒々井町狭あい道路奨励金の返還を命ずる。

記

- 1 奨励金の交付決定額 円
- 2 奨励金の既交付額 年 月 日交付 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期間 年 月 日まで
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法